

大規模災害時における支援活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島ビルメンテナンス協会（以下「乙」という。）及び徳島ビルメンテナンス協同組合（以下「丙」という。）とは、地震等の大規模災害発生時における避難所等の建築物の清掃及び消毒等の環境衛生に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、徳島県内において地震等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙及び丙に避難所等建築物の清掃及び消毒等の協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「避難所等建築物」とは、地方公共団体が管理又は指定する災害時の避難所や資機材の備蓄場所など、災害応急上重要な施設をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において必要と認めるとき、又は市町村（一部事務組合を含む。）から要請があったときは、次の各号の業務（以下「協力業務」という。）について、乙及び丙に協力を要請することができるものとする。

- (1) 避難所等建築物の環境衛生に対する被害調査及び対処方法の甲に対する報告
- (2) 避難所等建築物の応急的措置
 - ア 清掃及び消毒等環境衛生の応急的措置（人員の支援、機材の支援、薬剤の提供等）
 - イ その他甲が必要と認める業務

2 前項の甲の乙及び丙に対する要請は、避難所等建築物の対処方法等報告要請書（別記様式1）及び避難所等建築物の応急的措置要請書（別記様式2）をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は口頭又はその他の方法をもって行うこととする。

3 乙及び丙は、この協定に基づく協力業務が円滑に行われるよう、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

4 乙及び丙は、前項に基づく報告の内容に変更が生じたときは、速やかに甲に報告するものとする。

5 乙及び丙は、第1項の要請があったときは、協力業務に可能な限り協力するものとする。

6 乙及び丙は、協力業務を実施したときは、避難所等建築物の対処方法等報告書（別記様式3）及び避難所等建築物の応急的措置完了報告書（別記様式4）をもって甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第4条 前条第1項第1号に規定する被害状況及び対処方法の報告に要する費用は、乙及び丙の負担とする。

2 前条第1項第2号に規定する応急的措置に要する費用のうち、人件費、旅費交通費、及び機材損耗費等業務に伴う諸経費については、無償を基本とする。ただし、乙及び丙の通常の業務を越えた旅費交通費が要する場合は、甲（甲が市町村からの要請に基づき乙及び丙に協力を要請したときは市町村）と乙及び丙で協議するものとする。

- 3 前条第1項第2号に規定する応急的措置に要する費用のうち、実費相当額（薬剤費、材料費）は、甲（甲が市町村からの要請に基づき乙及び丙に協力を要請したときは市町村）の負担とする。
- 4 前項の実費相当額は、災害発生直前における通常の単価より算出した額を基準として、甲と乙及び丙が協議して定めるものとする。

（第三者に対する損害）

第5条 第3条第1項の業務の処理に関し発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、当該業務を処理する乙及び丙の会員が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においては、この限りではない。

（派遣される社員等の身分）

第6条 派遣される社員等は、乙及び丙の会員からの依頼により、業務に従事するものとする。ただし、徳島県知事が災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第71条第1項の規定に基づく従事命令を発した場合は、同法の規定に基づくものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲又は乙及び丙から書面で何らかの申出がなされないときは、期間満了の日の翌日からさらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲と乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証とするため、本協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年6月30日

甲 徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



乙 徳島県徳島市昭和町2丁目56

一般社団法人徳島ビルメンテナנס協会

会 長 菊 池 健 次



丙 徳島県徳島市昭和町2丁目56

徳島ビルメンテナанс協同組合

代表理事 中 村 太一

